(六)　この協定の運用に要する費用は、加盟国の年次分担金等をもって支弁すること、理事会は、各会計年度の機関の運営予算を承認し、当該運営予算に係る各加盟国の分担金の額を決定すること、機関の運営予算に係る分担金の支払の義務は、当該会計年度の初日に生ずること等を規定している。（第二〇条～第二二条関係）

6　経済（第九章）

(一)　コーヒー産業に関する消費振興及び市場動向等に関連する事項について責任を負う経済に関する委員会を設置すること等を規定している。（第二五条関係）

(二)　加盟国は、コーヒーの取引及び消費の増大を妨げるおそれのある障害を漸進的に低減し、及び可能な限り最後には除去するための方法等を追及することを約束すること等を規定している。（第二六条関係）

(三)　加盟国は、コーヒーの消費を促進し、製品の品質を向上させ、及びコーヒーの市場を発展させるための取組が加盟輸出国及び加盟輸入国の双方にもたらす利益を認識すること等を規定している。（第二七条関係）

(四)　加盟国は、他の加盟国のコーヒー産業を崩壊させるおそれのある措置をとることを避けるべきであること等を規定している。（第二八条関係）

(五)　加盟国は、コーヒーとして再販売するため他の産物を、コーヒーに混合し、又はコーヒーとともに加工し、若しくは使用することを要求するいかなる規則も維持してはならないこと、基本的原料として含有されるコーヒーの生コーヒー相当重量が全重量の九五パーセント未満であるような製品（コーヒーミックスを除く。）をコーヒーの名称によって販売し、及び宣伝することを禁止するよう努めること等を規定している。（第二九条関係）

(六)　機関は、世界におけるコーヒーの生産等に関する統計上の情報及びコーヒーの栽培等に関する情報の収集、交換及び公表のためのセンターとして活動すること、理事会は、その運営のために必要と認める情報を提供するよう加盟国に要求することができること、加盟国は、可能な範囲内で、要求された情報をできる限り詳細、適時及び正確に提供すること等を規定している。（第三〇条関係）

(七)　機関は、コーヒーの国際貿易に関する統計の収集を促進するため及び各加盟輸出国により輸出されたコーヒーの量を把握するため、原産地証明書制度を定めること等を規定している。（第三一条関係）

(八)　機関は、コーヒー産業に関連する分野に関する研究及び調査の企画立案並びに技術的な報告等の作成を促進すること等を規定している。（第三二条関係）

7　事業計画に係る機関の活動（第一〇章）

加盟国及び事務局長は、経済に関する委員会を通じて、理事会に対して事業計画に関する提案を提出することができること等を規定している。（第三三条関係）

8　コーヒーに関する民間部門（第一一章）

(一)　全ての賛助加盟員で構成する賛助加盟員会は、諮問機関として、理事会の要請に応じて勧告を行うことができること、賛助加盟員会の議長及び副議長は、理事会により理事会の会合に参加するよう招請されるものとし、当該会合において発言する権利を有すること等を規定している。（第三四条関係）

(二)　コーヒー官民作業部会は、官民パートナーシップの仕組みであって、コーヒー産業の長期的な持続可能性に係る問題等に対処するための行動を特定し、及び実施することを目的とするものであり、理事会が指名する代表及び民間部門の代表（それぞれ同数）で構成されること、市民社会及び国際機関の代表は、理事会が定める条件の下でコーヒー官民作業部会に参加することができること等を規定している。（第三五条関係）

(三)　理事会及びその補助機関は、適当な場合には、賛助加盟員及び国際機関が専門的な分析を直接提供することができるようにすること等を規定している。（第三六条関係）

(四)　理事会は、加盟輸出国、加盟輸入国、民間部門の代表その他関心を有する参加者で構成する世界コーヒー会議を適当な間隔で開催するための措置をとること等を規定している。（第三七条関係）

(五)　経済に関する委員会は、コーヒー生産地域における中小規模の生産者等のニーズに特に重点を置いて、コーヒー産業における金融及びリスク管理の仕組みに関連する課題に関する協議を促進することを規定している。（第三八条関係）

9　一般規定（第一二章）

理事会は、新たな国際コーヒー協定について交渉することの可能性を検討することができること等を規定している。（第三九条関係）

10　持続可能な開発（第一三章）

(一)　加盟国は、経済、社会及び環境の側面における持続可能な開発に関する原則及び目的に留意して、コーヒー資源及びその加工の持続可能な管理に妥当な優先順位を与えること等を規定している。（第四〇条関係）

(二)　加盟国は、コーヒー産業に従事する人々の生活水準及び労働条件を向上させることに考慮を払うこと等を規定している。（第四一条関係）

11　協議、紛争及び苦情（第一四章）

加盟国が行うことのある申立てに関する協議並びにこの協定の解釈又は適用に関する紛争及び苦情に係る手続について規定している。（第四二条及び第四三条関係）

12　最終規定（第一五章）

(一)　この協定の署名、締結、暫定的適用、効力発生、加入、留保、脱退、除名、有効期間、終了、改正、正文等について規定している。（第四四条～第五五条）

(二)　この協定は、令和四年（二〇二二年）六月六日現在の票の配分において、加盟輸出国の総票数の三分の二以上を有する署名政府及び加盟輸入国の総票数の三分の二以上を有する署名政府が、批准書、受諾書又は承認書を寄託した時に確定的に効力を生ずること等を規定している。（第四六条関係）

(三)　この協定は、理事会がこの協定を終了させるまで効力を有すること等を規定している。（第五二条関係）

13　附属書Ⅰ

二〇〇七年の協定に定める煎りコーヒー、カフェイン抜きコーヒー、液状コーヒー及び可溶性コーヒーの生コーヒー相当重量を得るための換算係数について規定している。

14　国際コーヒー理事会決議第四七七号

機関をこの協定の寄託者に指定すること、機関の事務局長に対し、この協定の原本等を保管し、並びにこの協定の原本の認証謄本を作成し、及び送付するよう要請すること等について規定している。